

1 土地基本法の目的

土地基本法は、土地についての基本理念を定め、並びに土地所有者等、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 4つの基本理念

基本理念	内 容
公共の福祉優先	土地については、 <u>公共の福祉を優先</u> させるものとする。
適正な利用及び管理等	土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。 土地は、適正かつ合理的な土地の利用及び管理を図るため策定された土地の利用及び管理に関する計画に従って利用し、又は管理されるものとする。
投機的取引の抑制	土地は、 <u>投機的取引の対象とされてはならない</u> 。
土地所有者等による適切な負担	土地の価値が増加する場合、土地所有者等に対し、その <u>価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められる</u> 。

3 責務等

土地所有者等	土地の所有者は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を <u>適切に講ずるよう努めなければならない</u> 。
国及び地方公共団体	土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。 広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を<u>講じなければならない</u>。
事業者	土地の利用及び管理並びに取引（これを支援する行為を含む）に当たっては、土地についての基本理念に従うとともに、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に <u>協力しなければならない</u> 。
国民	国民は、土地の利用及び管理並びに取引に当たっては、土地についての基本理念を <u>尊重しなければならない</u> 、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力するよう <u>努めなければならない</u> 。
政府	土地に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び<u>金融上の措置を講じなければならない</u>。 毎年、不動産市場、土地の利用及び管理その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告に係る<u>土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書</u>を作成し、これを<u>国会に提出</u>しなければならない。